

志木市新型コロナウイルス感染症給付金室を 設置しました

新型コロナウイルス感染症による緊急経済対策として、新たに世帯へ給付となる特別定額給付金や、児童手当の受給世帯を対象とした臨時特別給付金を円滑に支給するため、志木市新型コロナウイルス感染症給付金室を設置しました。

- 1 設置期間 令和2年4月23日～令和3年3月31日
- 2 設置場所 マルイファミリー志木 1階
志木市本町5-26-1（旧志木駅前出張所）
※感染予防のため、原則電話での対応となります。
- 3 組 織 室長を含め6名の市職員で組織
- 4 所掌事務
 - (1) 新型コロナウイルス感染症に係る特別定額給付金及び子育て世帯への臨時特別給付金の支給に関すること
 - (2) 給付金の支給に係る関係機関との連絡調整に関すること
 - (3) その他給付金の支給に関し必要と認めること
- 5 業務内容
 - (1) 申請手続等
緊急経済対策としての新たな給付金の申請及び支給事務を行います。
※申請は原則、郵送及び電子申請となります。
 - (2) 相談業務等
新たな給付金に関することに加え、従前からの各種支援制度についてもコロナウイルス感染症に起因するものについては、給付金室で対応することにより窓口の一本化を図ります。必要な支援については、内容を精査したうえで、担当所管課や関係機関につなぎます。
※電話相談を基本とすることで、感染予防に努めます。

記 者 発 表 資 料
令和2年4月24日
子ども・健康部
新型コロナウイルス感染症給付金室
担当者／室長 中村 修
電話番号／048-473-1111
内線2650

志 木 市